

大内中央小学校 いじめ防止基本方針

宣言

本校では、全ての教職員が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは全ての児童に起きる可能性がある」という認識のもと、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて全力で取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら「いじめの起きない学校づくり」を目指し、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握したときには、早期の解決に向け組織的に対応します。

なお、重大事態が発生した場合には、市教育委員会に速やかに報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針に、「大内中央小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を策定し、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 いじめ防止等の対策に向けた基本的な考え方

【基本理念】

- (1) いじめは全ての児童に関係する問題であり、いじめ防止等の対策は学校の内外を問わず、いじめがなくなることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめ防止等の対策は、国、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (3) いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童に繰り返し伝え、十分理解させるようにする。

【理念に基づく方針】

- (1) 明るく楽しい雰囲気に加え、節度ある生活態度を身に付けさせることで、落ち着いた校風の醸成と「いじめを許容しない雰囲気」づくりに努める。
- (2) 児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、職員間でこまめに情報を交換、共有し、早期発見・早期対応できるようにする。
- (3) いじめられた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して複数の職員で適切に指導するなど、組織的な対応をする。
- (4) 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について家庭、地域が組織的に連携した対策を推進する。

2 いじめの定義及び認識について

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係^(※1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^(※2)を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている^(※3)ものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人間関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで別な被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

※3 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。なお、いじめられた児童の立場に立っていじめに相当すると判断した場合でも、対人関係の未熟さに起因するもの等その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。よって教育的見地から、状況によって「見守る」、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能となる。

3 いじめの認知について

- (1) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会での構成員の協議により行う。
- (2) いじめの被害者と目される本人が否定する場合もあることを踏まえ、訴えの有無のみに頼らず、関係児童の表情や様子をきめ細かく観察することに加え、幅広く情報を収集し、総合的に判断する。
- (3) 児童がいじめを訴えやすい体制を整え、早期の実態把握と対応を図るため、いじめの発見に有効な手段であるアンケート調査を毎月行う。アンケートの形式も随時、工夫改善を加え、効果が上がるようとする。

4 組織的な対応に向けて

- (1) 「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催…毎月）」と「いじめ認知の対応に係る委員会（随時開催…事案発生時）」を組織し、未然防止対策を講じるとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には早期の解決に向け、全校体制で組織的に対応する。
- (2) いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、事案対処に関する対応力の向上を図る。

5 いじめの未然防止に向けて

- (1) 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成する。
- (2) いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう計画的な指導を行う。
- (3) 教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払うようとする。
- (4) インターネットのもつ利便性とその裏にはらむ危険性を理解させながら、タブレットやスマートホンなど家庭における情報機器の適切な利用について指導する。

6 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われるということを教職員一人一人が強く認識する。
- (2) 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにする。
- (3) 定期的にアンケート調査、教育相談を実施し、情報収集を行うとともに、気になる児童や事象に関しては早急に背景の調査を行うなど、迅速に対処する。
- (4) 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- (5) 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、周知する。

7 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている児童をしっかりと守り、いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。
- (2) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応する。
- (3) いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに心から反省させ、二度といじめを起こすことのないよう、思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導・援助する。
- (4) 双方の保護者に対して、学校として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け、取り組めるようにする。
- (5) いじめを傍観していた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- (6) 学校単独で対応することが困難と判断した場合には市教委に相談し、必要に応じて外部の関係機関と適切な連携を取る。